

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同参画社会推進課)

一

○有害図書類の指定

(同)

一

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)

(森林整備課)

二

○道路の区域変更

(道路課)

三

○宮城県美術館特別展「新しい美術の系譜 国立国際美術館(大阪)の力作」展図録の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託

(教育庁生涯学習課)

三

○土地改良区役員の退任の届出

(大河原地方振興事務所)

三

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁高校教育課)

三

監 査 委 員

○行政監査結果に対する措置の公表

五

告 示

○宮城県告示第八百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 水芭蕉

一 代表者の氏名 井上 哲
二 主たる事務所の所在地 白石市新館町一番二十一号
三 定款に記載された目的 この法人は、白石市民が心豊かな暮らしや生きがいのある地域社会を創るため、市民が実施するさまざまな文化活動に対する事業の推進及び支援を行うとともに、行政とのパートナーシップを図りながら、市民生活や文化の向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年七月二十九日

○宮城県告示第八百二十号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	黄金のGT 9月号	(株)晋遊舎
二	雑誌	黄金のGT 12259・09	(株)晋遊舎
三	雑誌	黄金のGT 12260・09	(株)晋遊舎
四	雑誌	まんがグリム童話 9月号	(株)ぶんか社
五	雑誌	エキサイティングマックス! 9月号	(株)ぶんか社
六	雑誌	チャンピオンREDいちご VOL. 21	(株)秋田書店
七	雑誌	ラブキス 9月号	(株)笠倉出版社
八	雑誌	恋愛白書バステル 9月号	(株)宙出版
九	雑誌	恋愛熱情 9月号	(株)一水社
十	誌	BUBKA 9月号	(株)コアマガジン
	誌	裏モノJAPAN 9月号	(株)鉄人社

十一	雑 誌	01805・9 お宝八ブニング ZOOM SHOT 20016・8/15	(株)徳間書店
十二	雑 誌	mini SUGAR VOL. 10 18328・09	(株)秋水社

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十二年八月十七日

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 五頭（二頭及び三頭）

四 発生の場所又は区域

涌谷町及び大崎市

五 発生年月日

涌谷町 平成二十二年七月二十六日

大崎市 平成二十二年七月二十九日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市鷲沢（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月十七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町上多田川字岩滝（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線 名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町尾浦字尾浦一四五番一地从先から 同郡同町尾浦字白石向二番一地从先まで		前 A 後 A	一〇・〇〇 四八・〇〇	一、四四五・〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
前 B	後 B	一四・〇〇 六六・〇〇	一、二三五・〇〇		

○宮城県告示第八百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「新しい美術の系譜 国立国際美術館（大阪）の名作」展図録の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年八月三日次のとおり委託した。

平成二十二年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都世田谷区上用賀六丁目二十番四の六百六号

株式会社オークコーポレーション

二 委託期間

平成二十二年八月五日から同年十月三日まで

○宮城県告示第八百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川崎町土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年八月十七日

宮城県大原地方振興事務所

所長 鈴木 元悦

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年七月二十八日	丹野 勝信	柴田郡川崎町大字前川字北原三十七番地二	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

六 福島県南相馬市原町区高見町二丁目三十番地の株式会社フローラ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年八月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百五十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

- 3 納入期限 平成二十二年十月六日 午前九時
 - 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻漁港内 「宮城丸」
 - 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 百九十キロリットル 平成二十二年十一月 二百キロリットル 平成二十三年二月
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理

事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該数量以上の同物品を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年九月九日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 伊藤 康弘 電話〇二二・二二一・三六二二)

2 入札説明書の交付期限

平成二十二年九月九日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年九月九日までに必

要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十二年九月十五日午前九時から平成二十二年九月二十七日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十二年九月二十七日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十二年九月二十八日午前十時 教育庁会議室(宮城県行政庁舎十六階)

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS(K2205-1980) Class 1, No.2) 150

Kilotiters

2 Deadline for Delivery : October 6, 2010

3 Place of Delivery : Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : September 27, 2010, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yasuniro Ito, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

監査委員

○宮城県監査委員会告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年8月17日

宮城県監査委員 内 海 大

宮城県監査委員 佐々木 敏 克

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成22年3月19日

2 知事から通知のあった日

平成22年6月25日

3 措置の内容

(別紙措置状況を添付)

平成21年度行政監査の意見に対する措置状況

意見の内容	措置内容等
<p>1 利用者の視点に立った証紙の売りさばき県の機関に証紙を貼付した申請書類を提出する場合、申請先の庁舎内に入居する公社等の団体などが売りさばき人に指定されており、県民など申請者の一定の利便性は図られている。</p> <p>しかしながら、県民からは、売りさばき所の所在地や特に売りさばき所の8割を占める金融機関が閉店する午後3時以降に購入可能な売りさばき所の問い合わせや意見が寄せられていることから、売りさばき所の情報等を積極的に周知するとともに、申請書受理機関においても、申請者の立場に立って、近隣の売りさばき所や売りさばき時間、購入上の注意事項などの情報提供に努める必要がある。</p> <p>また、更なる県民の利便性向上のため、他県で取り組んでいる自動販売機等による新たな売りさばき方法及び売りさばき所のない地域での新たな売りさばき人の指定や売りさばき所の設置について、必要に応じて検討する必要がある。</p>	<p>① 売りさばき所の情報等の積極的な周知 会計課ホームページにおいて、従来から収入証紙に関する情報提供を行ってきたが、内容の充実を図るため、売りさばき所ごとの売りさばき(販売)時間及び休業日等の情報を追加するとともに、土・日曜日、祝日に営業している売りさばき所や郵送による収入証紙の購入方法を掲載したところである。さらに、証紙の購入場所の周知、誤購入防止の注意喚起のため、ちらし等を新たに作成し、各地方機関をはじめ関係機関に配布するなど、一層の情報提供に努めていく。</p> <p>なお、金融機関に対しては、平成22年2月26日付で、午後3時以降も購入が可能な近隣の売りさばき所の情報を提供し、県民からの問い合わせ等に対応するよう、文書により協力を依頼した。</p> <p>② 申請書受理機関における近隣の売りさばき所等の情報提供 申請書受理機関においては、これまで、売りさばき所や売りさばき時間などの情報提供や収入印紙との誤購入防止の注意喚起を行っているところである。情報の提供に当たっては、申請書受理機関における周知がより効果的であることから、共通のひな形等情報提供内容の統一化を図り、申請の事前指導や説明会など多くの機会をとらえ、近隣の売りさばき所等の情報提供に努めていく。</p> <p>③ 自動販売機等による新たな売りさばき方法の検討 他県における新たな売りさばき方法の導入について調査したところ、12府県が自動販売機を導入していた。そのうち、栃木県をはじめ11府県が主にパスポート申請用として導入し、貼付すべき証紙と印紙をセットで販売しており、その設置主体及び費用負担はほとんどが売りさばき人である。また、神奈川県では、申請件数の多い県税事務所2か所に試験</p>
<p>2 証紙売りさばき手数料等の検証・見直し 県は証紙の売りさばきに当たり、特認売りさばき人に対しては1.05%、一般売りさばき人に対しては3.15%を手数料として支払っている。平成20年度は36億7,733万3,149円の証紙売りさばきに対し、合計で1億207万7,167円の手数料を支払っているが、手数料率については、平成元年の消費税率導入、平成9年の消費税率改正に伴う見直し以降行われていない。</p> <p>他県では手数料率を固定せず、売りさばき額に応じた手数料率としている事例もあることから、こうしたことを踏まえ、現行の手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の見直しを含め、多面的な検討を行う必要がある。</p>	<p>① 手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の見直しを含めた多面的な検討 本県の売りさばき人に対し、売りさばき高に占める経費の割合を調査したところ、全体的な傾向としては数値にばらつきが見られ、実態としてつかみきれない状況であった。</p> <p>一方、年間の売りさばき高が1千万円以上の主な売りさばき人における平均値は4%であったことから、本県も含め23道府県で採用している手数料率3.15%は、全国的に見ても平均的なものであり、妥当と判断される。</p> <p>以上のことを考慮の上、本県の手数料率は現行の一律が良いのか、段階的な設定が良いのか、今後検討していく必要があると考えている。また、手数料率の決定に当たっては、</p>
<p>① 売りさばき所のない地域での新たな売りさばき人の指定等の検討 現在のところ、新たな売りさばき人指定の要望は特に寄せられていないが、売りさばき所のない地域については、地元の要望を考慮し、売りさばき数量や頻度、売りさばく側の体制などを見極めながら、県の地方機関(単独庁舎)等での売りさばきについて検討していく。</p>	<p>的に自動販売機を設置したが、効果等の面から今後の普及は見合わせているとのことである。</p> <p>本県におけるパスポート発給業務については、申請窓口と証紙売りさばき所が同一建物内(県庁及び各合同庁舎)にあり、かつ、対面で証紙を販売していることから、誤購入等も未然に防いでおり県民の利便性は確保されている。また、パスポート申請以外の自動販売機の設置による新たな売りさばき方法については、一般的には県民の利便性向上や業務の効率化の面では有効な手段であると考えられるが、誤購入等の未然防止、高額な導入コスト及び売りさばき人との調整など様々な課題もあることから慎重に検討を行う必要がある。</p>

がある。
また、証紙の印刷経費は減少傾向にあるものの、平成20年度は約800万円となっており、証紙の貼付に代わる収納計器を使用した収納など、積極的に先進事例の情報収集に努め、証紙印刷枚数の縮減や証紙消印事務の軽減について、検討する必要がある。

特に、運転免許関係手数料については、証紙収入の大半を占めており、現行の売りさばき手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の実態を把握し、より効果的、効率的な収納方法を検討する必要がある。

売りさばき人の経営にも影響することから、県の一方的な決定ではなく、売りさばき人との協議など、時間をかけた調整が必要であると考えている。

② 証紙印刷枚数の縮減や証紙消印事務の軽減の検討

証紙の印刷については、過去5年間の売りさばき実績等をもとに毎年度必要枚数を算出し印刷している。証紙の印刷は、証紙制度上、必要不可欠なものであり、印刷枚数の縮減や消印事務の軽減については、証紙の貼付枚数の多いものや納付金額が高額なものについて、証紙以外の収納方法への移行などにより検討すべきものと考えている。

また、証紙代金収納計器による収納は、県税条例で定める税の徴収方法であり、証紙の貼付に代って現金で自動車取得税及び自動車税を収納するもので、事務手続としては現金領収であり、証紙制度の範疇からは外れるものである。

証紙制度における収納方法として証紙代金収納計器を導入することは、現金領収のリスク解消等を図る証紙制度の趣旨にはそぐわず、採用は難しいものと考えている。しかしながら、証紙制度以外の収納方法として、各手数料を所管する部署が採用するものであれば意義があると思われる。

なお、証紙代金収納計器による手数料の収納方法について他県の状況を調査したところ、導入している県はなかった。

【補足】

地方税法・県税条例 - 証紙徴収
地方自治法 - 証紙条例 - 証紙による納入

③ 運転免許関係手数料についての検討
運転免許関係手数料についても、前述の状況を考慮の上、関係課及び関係団体間で検討していく。

3 誤購入による証紙の交換・返還等の縮減

① 県民に対する情報提供及び誤購入等防止の

証紙の交換・返還については、証紙購入者からの申し出がやむを得ないと認められる場合に、会計課及び各地方振興事務所等申請できることになっており、証紙の交換の場合は会計課等の申請課所で、証紙の返還に伴う現金の還付の場合は口座振替により行われている。

また、過貼付については、納入義務者が証紙貼用を担当する主務課又は地方機関を通じて償還請求を行うことで、還付されている。

証紙は収入印紙と混同されやすいため、誤購入等による還付の償還金が近年増加傾向にあり、また、県民からも還付手続に関する問い合わせや苦情が寄せられていることから、証紙の取扱いに慣れていない県民に対して、十分な情報提供や一層の注意喚起を行うとともに、手続きの簡素化についても検討する必要がある。

注意喚起

会計課ホームページにおいて、交換・返還の手続に関する情報内容の充実を図るとともに、誤購入防止について注意喚起を行っている。さらに、誤購入防止のためのちらし及びポスターを作成し、平成22年2月26日付けで、金融機関に対して、掲示及び窓口等への配置を文書により依頼したところである。

なお、申請書受理機関における周知が効果的であることから、申請の事前指導や説明会などの機会を活用し、交換・返還の手続や誤購入防止の注意喚起についても情報提供に努めていく。

② 交換・返還手続の簡素化の検討

他県における交換・返還の事務手続を調査したところ、本県同様、交換・返還が可能なのは26県、返還のみ可能なのが15道府県、交換のみ可能なのが2県であったが、ほぼ全ての道府県において申請書の提出を必要としている。

証紙による収入は証紙の売りさばき代金をもって県の歳入となり、誤購入等による証紙代金の還付は公金の返還となる。公金の返還手続としては申請書の提出が必要であり、証紙返還手続の簡素化は難しいと判断される(交換も同様)。

このため、本県では地方機関での交換事務及び返還申請の受付、また、郵送での申請受付など、手続方法の積極的な情報提供を図ることにより、県民の利便性向上に努めているところである。

4 手数料等の証紙納付規定の検証・見直し
県が徴収する手数料等については、手数料条例、県立学校条例及び公安委員会関係手数料条例のほか、産業技術総合センター条例等各施設ごとに定める条例で規定され、その種類は約千種類に上り、これら手数料のほとんどが証紙により納付するものと定めている。

証紙による納付は、現金取扱いに伴うり

証紙制度は、職員が現金を取り扱うことで生じる金銭的なリスクがないことや申請時の手数料額の確認が容易であること、さらには、現金領収による会計処理が不要であることから、事務処理の簡素・合理化が図られることから、手数料の収納方法として採用されてきたところである。

一方、証紙制度創設後、約半世紀が経過しており、手数料によって、納付の頻度や数量、

スウがないことや手数料の確実な収入という面では、県としてのメリットはあるが、一方で、証紙の貼付枚数の多いもの、納付金額が高額なもの、納付金額が定額でなく多様なもの、申請件数が少ないものなど、証紙による納付のメリットが少ない手数料等も見受けられた。

また、本県においても、自動車税等の一部の県税については、コンビニ収納、ペイジーシステムによる納付、さらに、今年1月からはクレジットカードを利用した納付など納付方法の多様化が進んでいる。手数料についても、電子申請が進んでいた場合、将来的には証紙以外の納付方法の導入も必要になってくる。このため、本県で納付方法を証紙に限定している手数料等について、収入未済を発生させないことを前提に、他県でも採用しているような納付書による納付との併用の検討を進めるとともに、将来的には、新たな収納方法についても、検討を深めていく必要がある。

金額等から証紙制度の趣旨にそぐわなくなっているものもある。このため、手数料の納付については、監査の意見で述べられているように、県民の利便性、事務の効率性・経済性の観点から、証紙以外の新たな納付方法の導入や証紙と納付書による併用等柔軟な対応も必要と考えられる。

新たな収納方法の導入や納付書による納付との併用に当たっては、県民の利便性が向上し、かつ、現行の事務処理の効率性や経済性が低下しないことが必要であることから、現在、収入証紙による納付とされている手数料等の事務処理に関する実態把握等を行っており、今後、事務処理実態を考慮しながら、収入証紙以外の納付方法が経済的、合理的と判断され、その実施が可能なものについては、順次、実施していくよう、条例改正等を含めた環境整備に努めていく。